

## 参 考 資 料

- ・参考：5市1町及び近隣町(下水道整備状況)
- ・参考：松伏町公共下水道全体計画図
- ・参考：松伏町地区別下水道接続率
- ・参考：公営企業関係用語解説

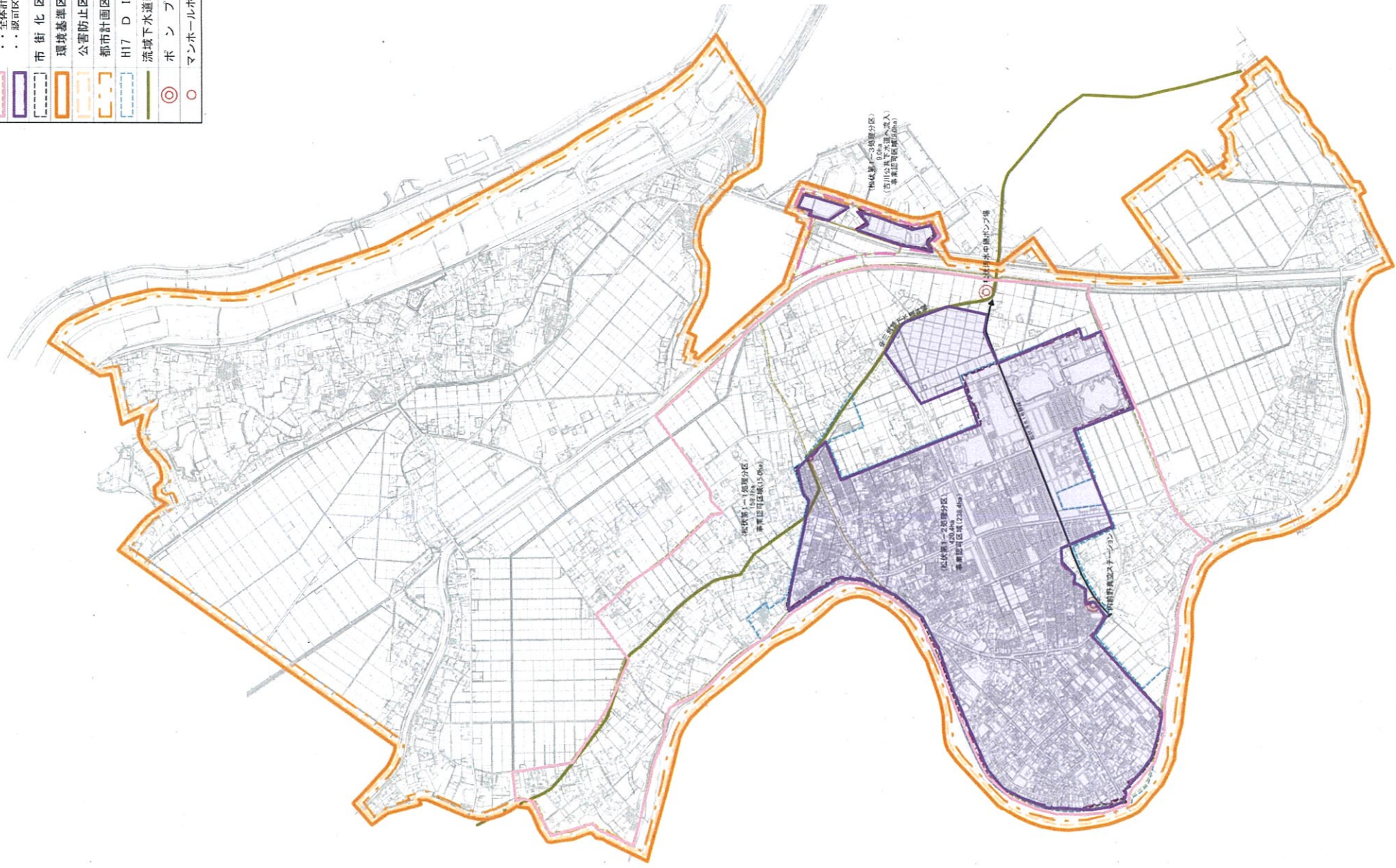
参考資料

5市1町及び近隣町 公共下水道整備状況（污水）

R3決算データ

項目	松伏町	春日部市	草加市	越谷市	八潮市	三郷市	吉川市	宮代町	杉戸町
(1)行政区域内人口(人)	28,451	232,400	250,643	344,674	92,042	142,758	73,043	33,656	44,162
(2)市街地人口(人)	19,747	206,946	248,794	304,711	86,950	128,667	60,913	24,055	26,178
(3)全体計画人口(人)	24,400	218,900	225,600	284,800	71,600	122,800	52,400	27,900	28,630
(4)現在排水区域内人口(人)	19,731	209,223	245,685	290,315	72,920	123,434	60,913	24,845	28,029
(5)現在処理区域内人口(人)A	19,731	209,223	245,685	290,315	72,920	123,434	60,913	24,845	28,029
(6)現在水洗便所設置済人口(人)B	16,812	203,090	232,661	280,064	66,940	109,887	59,051	23,601	25,525
(7)行政区域面積(ha)	1,620	6,600	2,746	6,024	1,802	3,022	3,166	1,595	3,003
(8)市街地面積(ha)	261	2,221	2,503	3,260	1,490	1,792	749	366	446
(9)全体計画面積(ha)	588	4,598	2,710	4,441	1,626	2,538	1,301	748	986
(10)現在排水区域面積(ha)	261	2,266	2,445	2,779	865	1,336	659	375	446
(11)現在処理区域面積(ha)	261	2,266	2,445	2,779	865	1,336	659	375	446
(12)水洗化率(%)B/A	85.2	97.1	94.7	96.5	91.8	89.0	96.9	95.0	91.1

凡	例
...	全体計画
...	認可区域
—	市街化区域
- - -	環境基準区域
- - -	公害防止区域
- - -	都市計画区域
- - -	H17 D I D
- - -	流域下水道幹線
◎	ポンプ場
○	マンホールポンプ

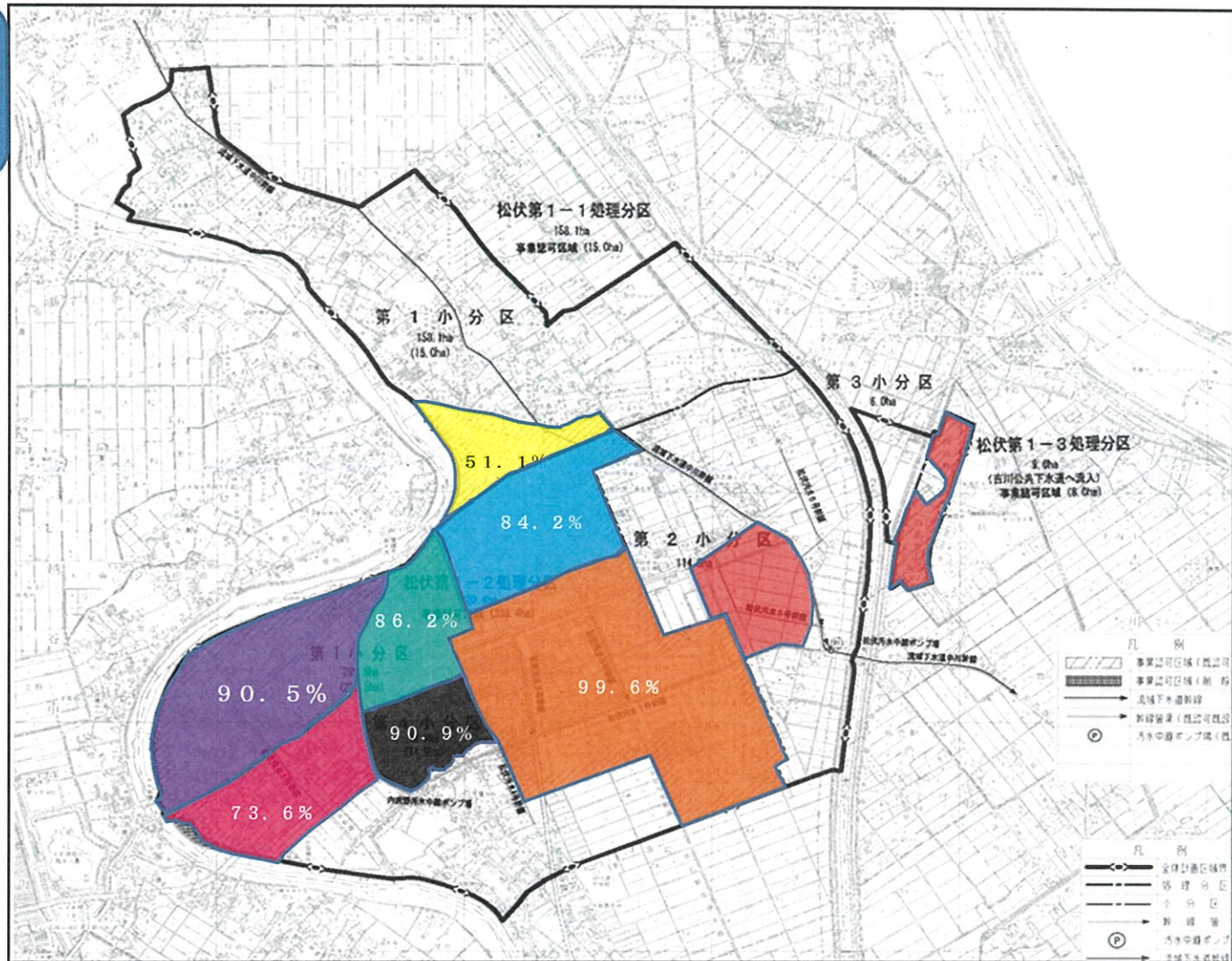


松伏町公共下水道全体計画図（污水）

# 松伏町 地区別下水道接続率

## ○地区別下水道接続率状況

第1負担区	ゆめみ野地区	99.6%
第1負担区	田中地区	90.5%
第2負担区	松葉地区	84.2%
第3負担区	内前野地区	90.9%
第4負担区	砂場地区	86.2%
第5負担区	外河原地区	73.6%
第6負担区	上河原・八反地区	51.1%



## ◆ 公営企業関係用語解説 ◆

### (1) 公営企業

公営企業とは、地方公共団体が行う各種の事業のうち、上・下水道や病院など、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって賄うことを原則（独立採算原則）に運営される事業をいう。

### (2) 法適用事業・法非適用事業

法適用事業とは、地方公営企業法を適用し、企業会計（複式簿記会計）によって経理が行われている事業をいう。

法非適用事業とは、同法を適用せず、官公庁会計によって経理が行われている事業をいう。松伏町においては、財務・会計に関する規定のみ適用する「一部適用」による移行を行っている。

### (3) 収益的収支・資本的収支

収益的収支は、サービスの対価としての料金収入と、サービスの提供に要する支出からなっている。

資本的収支は、公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入及び支出からなっている。

### (4) 経常収支

経常収支とは、事業年度に属する経常収益（営業収益＋営業外収益）から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたもの。

## ◆ その他の用語及び数値の算出方法 ◆

### ア 汚水処理費

汚水を処理するのに要する費用

イ 年間有収水量

1年間の下水道使用料収入の対象となる水量である。

ウ 一般会計繰入金

公営企業の目的である事業の遂行に必要な財源として、一般会計から繰り入れられた資金のこと。

エ 基準内繰入金

一般会計が本来負担（繰出）すべき経費の考え方を、総務省が「繰出基準」として示している基準に基づくもの。

オ 基準外繰入金

公営企業の財源不足を補てんするための、基準内繰入金以外の経費を対象とした繰入金のこと。

カ 普及率

行政区域内の人口に対する処理区域内人口の割合で、各下水道事業の整備状況を表す。

$$\text{普及率（％）} = \text{現在処理区域内人口} / \text{行政区域内人口} \times 100$$

キ 使用料単価

有収水量 1 m<sup>3</sup> あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示す指標で、1 m<sup>3</sup> の汚水処理に対して徴収した料金（収益）を表す。

$$\text{使用料単価（円／m<sup>3</sup>）} = \text{使用料収入} / \text{年間有収水量}$$

ク 汚水処理原価

有収水量 1 m<sup>3</sup> あたりの汚水処理に要した費用で、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す。

$$\text{汚水処理原価（円／m<sup>3</sup>）} = \text{汚水処理費（公費負担分を除く）} / \text{年間有収水量}$$

#### ケ 経費回収率

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標である。使用料水準等を評価することが可能である。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味する。

$$\text{経費回収率（\%）} = \text{使用料単価} / \text{処理原価（公費負担分を除く）} \times 100$$

#### コ 水洗化率

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す。一般的に数値が100%未満である場合、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入を図るため、水洗化率向上の取組が必要である。

$$\text{水洗化率（\%）} = \text{現在水洗便所設置済人口} / \text{現在処理区域内人口} \times 100$$